

平成 21 年度

事 業 計 画 書

財団法人 交 流 協 会

(平 成 21 年 3 月)

## 平成21年度事業計画書

### I. 総論

当協会は、至近距離にありながら外交関係のない日本と台湾との間で、邦人保護を含めた人的往来や、貿易、経済、技術その他の交流を維持、促進させることを目的として設立された財団法人であり、そのため、東京に本部を置くほか、台北と高雄に在外事務所を有する。

また、事業に要する経費についても、政府としても「できる限りの支持と協力を与える方針である」（二階堂官房長官談話）との方針に基づき、その大部分（現在約95%前後）を国からの補助金等により、残りを民間からの維持会費等により賄っている。

当協会設立以来36年間を経過したが、その間当協会は寄付行為に定める各種事業を、日台関係の動向を踏まえて重点を柔軟に判断しながら、着実に遂行してきた。

平成21年度にあっても、下記「1.」の日台関係についての現状認識を踏まえ、「2.」の基本方針により事業を実施することとする。

また、個別事業の内容は、「II各論」のとおりである。

#### 1. 日台関係の現状

- (1) 台湾は日本にとって米国、中国、韓国に次ぐ第4位の貿易相手であるばかりではなく、人的な往来も双方向で年間総計250万人を超える。また、相互に人的あるいは文化面での信頼感、親近感も高く、日台間の交流は着実に前進しており、かつ、交流の一層の促進は日台双方にとって、ますます不可欠なものとなっている。
- (2) 台湾においては2008年5月に馬英九総統・蕭萬長副総統による新政権が発足した。8年間にわたる陳水扁民進党政権に代わる国民党政権への復帰である。
- (3) 馬英九新政権発足直後には台湾遊漁船「連合号」沈没事件の処理をめぐり日台間が若干緊張するようなこともあったが、その後、日台双方の努力の積み重ねにより事態は沈静化している。  
しかし、尖閣諸島をめぐる動きや日台間の漁業をめぐる問題等もあ

り、今後とも日台双方の間で一層の相互信頼醸成のための努力が必要である。

- (4) 馬英九新政権は日本を台湾の特別なパートナーとし、2009年を「台日特別パートナーシップ促進年」と位置づけ、盛り上げようとのプランを示している。
- (5) 馬英九新政権は、両岸関係の調整を基本政策の大きな柱とし、経済関係を第一の優先項目として、真剣かつかなりの速度で取り組んでいる。三通の実現に次ぐ課題として「経済協力枠組み協議（両岸経済合作架構協議。ECFA）」まで取り上げられるようになってきている。台湾側はECFAは大陸との経済関係を調整するばかりではなく、これにより、次いで、日本や他の東アジア諸国との経済連携にも台湾が参画できるようにし、台湾の東アジアにおける周縁化を防ぐとの戦略に基づいており、日本にとってもその動向は重要である。
- (6) 台湾住民の対日信頼度は高いものがあるが、その実態は日本語世代である祖父母世代と、比較的日本との関係が薄い父母世代と、自由に現在の日本のポップカルチャーに親しんでいる孫世代との間には温度差があり、このような背景の中で、次の日本との関係を支えていく人材をいかに育成していくかは、日本にとって極めて重要である。
- (7) また、同様の背景の中で、台湾における日本研究の基盤が薄くなってきており、日本としての努力が必要となっている。
- (8) 現下の世界的な厳しい経済状況の中で、ともに高品質製品の輸出能力を有し、かつ、補完関係にある台湾企業とのアライアンスは日本企業の世界戦略を考慮する上でも重要な要素となってきたが、大企業は自己努力で実績は積み重ねつつあり、その側面支援を行うとともに、特に、中小企業あるいは地方企業・地方自治体の努力を支援することが重要になっている。
- (9) 厳しい経済状況は、当協会事業への日台双方の参加者数や当協会維持会員の動向等にも影響を及ぼす可能性があり、留意を要する。

## 2. 2009年度事業実施にあたっての基本方針

上記の現状認識を踏まえつつ、日台間の一層の交流促進実現のため、特に下記の点に留意しながら「Ⅱ各論」で説明する個別事業を行う。

- (1) 馬英九政権との接触を更に密にすること等により、日台間の課題への対応に遺漏なきを期す。
- (2) 人的往来がますます盛んになるに伴い、また新型インフルエンザ発生接近の可能性も言われる現在、台湾における邦人保護事業の重要性は増しており、その実施に遺漏なきを期す。
- (3) 文化及び人的交流事業においては、台湾中堅層の掘り起こしとともに、特に、日本への関心が強く、また次の日本との関係を担うこととなる青少年層の交流促進に努める。
- (4) 台湾における日本研究の基盤を厚くする努力が喫緊の課題であるとの認識で取り組む。
- (5) 馬英九政権の「台日特別パートナーシップ促進年」企画については、台湾側独自の企画ではあるものの、日本理解促進に資する機会でもあり、可能なものについては積極的に協力する。
- (6) 馬英九政権の経済関係を先頭とする両岸関係調整努力は日本にとっても大きな影響を持つ可能性があり、その内容について、日本側関係者に対し、適時適切な情報提供に努める。
- (7) 日台企業のアライアンスの構築、交流促進については、IT、環境エネルギー、食品安全等双方に関心の深い分野について重点的に取り組むとともに、他方、中小企業、地方企業あるいは地方自治体の支援に努めることとし、そのため、ジェトロや商工会議所等の関係機関との連携をも強める。
- (8) 日台企業アライアンス促進に当協会として一層積極的に取り組むため、日台ビジネス協議会事業を本年6月1日から引き継ぎ、また、その残余財産を当協会に寄付いただくために必要な特別会計を同5月31日付で設ける。
- (9) 派遣・招聘やセミナー開催など類似の目的を有する事業が並列してい

る事業の実施に当たっては、国等からの補助等事業については補助等目的に合致する適切な運用に努めつつ、可能な範囲内において、合理的かつ協同的な実施を行う。

- (10) 当協会の事業対象が地方や中小企業等に拡大していく趨勢を考慮し、当協会ホームページや当協会の機関誌「交流」などの広報媒体の活用について、不断の見直しを行っていく。
- (11) 現下の厳しい経済状況中で、当協会の維持会員制度にも影響が出始めており、維持会員継続をお願いする努力を引き続き行いつつ、慎重な収入見積もり及び予算執行を行う。
- (12) 公益法人改革への対応については、監督官庁との十分な協議の結果を待ちつつ、事務的には早ければ平成22年度中の申請が可能となることを目途としつつ、準備を進める。

## II. 各論（個別事業説明）

### 1. 平成21年度事業の重点項目

上記Iを踏まえ、平成21年度においては特に以下の点に重点を置き事業を行う。

#### (1) 日本に対する理解の深化

##### (イ) 台湾中堅層の掘り起こし

報道関係者招聘、オピニオンリーダー招聘、有力者招聘、高級技術者招聘等の事業を合理的かつ協同的に行い、マスメディアや台湾社会に影響力のある人材の招聘事業を通じ台湾の中堅層に対する日本理解の深化をはかる。

##### (ロ) 青年層の対日理解促進

日台間の若い世代の関係構築及び対日理解の深化を促すため、青少年交流の活性化（大学生・院生招聘、高校生招聘、学生交流派遣、日台青年交流サイト）、若手研究者の交流（技術専門家長期招聘、技術専門家長期派遣）、来日留学生支援（長期留学生支援、短期留学生支援）等の事業を行う。

##### (ハ) 台湾での日本研究を支援するため、台湾側（各研究院・大学等）に対し、日本研究コース設立を慇懃すると同時に、日本研究者等の招聘、

フェローシップ、日台派遣事業、日本研究支援のための専門家派遣等を重点的に行う。

(二) 日本文化への理解を深めるため、日本文化紹介事業への重点的な支援を行う。

(2) 経済実態の変化に対応した経済活動支援

(イ) 日台企業のアライアンスの構築、交流促進を行うため、貿易振興人材育成研修、海外市場調査等事業、中小企業海外情報提供、産業財産権制度基盤整備事業、貿易経済交流事業を通じ双方向での日台中小企業等への支援を行う。

(ロ) 技術専門家短期招聘、技術専門家短期派遣、セミナー・共同研究等助成費、高級技術者派遣、中堅指導者招聘等を通じ貿易経済会議等の場も含め提案された事案に対応する。

## 2. 個別事業

個別事業の詳細は、以下の通りである。

(1) 総務、渉外関係事業

(イ) 台湾における邦人の生命、身体及び財産並びに進出企業の台湾における財産と利益が損なわれないように、関係当局との折衝を含む各種の便宜を図る。

(ロ) 邦人の台湾への入域と在留、台湾住民及びその他の外国人の日本への入国に関し、必要な便宜を図る。

(ハ) 邦人と台湾住民及び台湾在住の外国人との間の渉外事項に関して、調査あっせん等必要な援助を行う。

(二) 台湾近海におけるわが国漁船の安全操業が保証されるよう必要な便宜を図る。

(ホ) 我が国船舶の台湾諸港への入域(緊急入域を含む)、船員の病気及び解雇その他の理由による台湾への上陸等につき、必要な便宜を図る。

- (ヘ) 台湾との運輸、通信関係を円滑に維持するために関係当局との連絡等必要な便宜を図る。
- (ト) 台湾における在外選挙(郵便投票等)を行うため、在外選挙人名簿登録の受付、在外選挙人証の交付、在外選挙人証等受渡簿の抄本を閲覧に供する等必要な業務を行う。

## (2) 貿易、経済関係事業

- (イ) 当協会と亞東関係協会との貿易経済会議を開催する。
- (ロ) 台湾の報道機関の貿易・経済記者及び経済関係中堅指導者を招聘し、関係者との懇談と施設見学等を行う。
- (ハ) 台湾で貿易に携わっている現地法人等の中堅スタッフを招聘し、貿易実務研修を受けさせることにより、台湾の対日貿易振興に携わる人材の育成に協力する。
- (二) 台湾の財界指導者、学識経験者等を招聘し、わが国の経済産業界指導者と大局的見地から意見交換することにより、双方の理解と交流を深める。
- (ホ) 貿易、経済関係の一般情報および市場動向について、「交流」、「資料集」等を発行し、維持会員及び産業界等に配布する。
- (ヘ) 台湾企業による対日投資、日台企業間の交流促進等のため対日投資・企業交流コンサルティング事業を行う。
- (ト) 日台間の貿易・投資・技術交流の推進に資するため、各種ミッションの受入等を実施する。
- (チ) 日台経済連携に関する民間研究の優先検討分野(知的財産、基準認証、投資)等において、日台間の貿易投資の円滑な拡大に支障を及ぼす事項及び協力を促進すべき事項等に関する調査等を実施する。
- (リ) 日台間において、中小企業の国際化を推進し、貿易経済関係を円滑に維持遂行していくため、貿易、投資、その他経済情報の収集、セミ

ナーの開催等を行う。

- (ヌ) 日本の中小企業と台湾企業との合弁、技術提携等のビジネス・アライアンスを促進するため、ビジネス・アライアンスを希望する日台双方の企業の発掘、企業情報のデータベース整備、セミナーの開催、海外提携相談業務、交流会開催等を行うとともに、Web-site「日台ビジネスステーション」を運営し貿易経済交流の促進に資する情報提供を行う。
- (ル) 日台電子商取引推進委員会を設置し、日台間でシームレスな電子商取引を実現するための必要事項にかかる情報交換、検討、提案、法的検討等を行い、日台間の電子商取引の推進などの事業を行う。
- (ヲ) 台湾における日系企業の産業財産権の権利行使を支援し、権利保護を図るため、情報の収集及び現地進出企業に対してアドバイザーによる相談事業を行うとともに、日本及び台湾にてセミナー等を開催する。また、台北事務所に産業財産権を担当する職員を駐在させ、関係当局との意見交換、情報交換等を行う。
- (ワ) 台湾に活動拠点を持たない業界団体及び地方公共団体等の依頼により、市場調査及び投資等に必要な便宜を図る。
- (カ) 台湾の経済開発・対外貿易等の動向、日台貿易経済関係の状況等について、調査研究するとともに、台湾の貿易経済に関する資料、情報の収集等を行い、国内に提供するほか、台湾の経済事情に関し、講演会を行う。
- (ヨ) 日台企業のアライアンス促進事業に当協会として一層積極的に取り組むため、本年5月31日に解散することとなっている日台ビジネス協議会事業を同6月1日から引継ぐこととし、また、引き継いだ事業の適切な実施につき企業からの助言と支援を得るために同日付で当協会内に「日台ビジネス交流推進委員会（仮称）」を設ける。さらに、日台ビジネス協議会の残余財産を同5月31日に当協会に寄付いただくことが予定されており、その管理等のために必要な特別会計を同日付で設ける。

#### (タ) 中小企業研修事業

台湾における現地法人又は取引先等の技術者に対する技術研修を本邦において実施する中小企業に対して、研修費用の一部を補助することによって、我が国中小企業の国際化に資する。（21年度以降、技交部より移行）

### (3) 技術交流事業

(イ) 先端技術（IT、ナノテク・材料、バイオテクノロジー）、環境・エネルギー、医療福祉、防災を重点分野として日台間の科学技術分野での交流の促進を図るため、以下の事業を実施する。

#### (ロ) 高級技術者交流事業

日台双方の学識経験者、政府関係機関等の高級技術者を招聘及び派遣し、先端技術関係等の分野の施設訪問、情報・意見交換等を行い日台双方の技術の向上を図る。

#### (ハ) 科学技術交流セミナー助成事業

日台双方の関心の高い分野について、年数件の科学技術交流セミナー、シンポジウムへの助成を行う。

#### (二) 共同研究助成事業

日台双方で共通するテーマを選び、双方の大学等の研究機関において、実施される共同研究への助成を行う。

#### (ホ) 技術専門家交流事業

日台双方の先端技術分野等で活躍している若手研究者を招聘及び派遣し、研究を深めることにより、双方の研究開発、人材育成を促進する。

### (4) 文化交流事業

#### (イ) 派遣事業

日本研究支援のため日本の各界の協力を得て専門家を台湾に派遣する。我が国からの日本語専門家、台湾研究を行っている研究者及び文化人等並びに青年グループの台湾への派遣事業の他、各種展示会、日本の伝統文化紹介の公演等に対する助成及び公演・展示事業等の開催を行う。

#### (口) 招聘事業

台湾からの日本研究者や文化人、オピニオンリーダー、高校生及び青年グループの招聘の他、台湾人日本語教師に対する本邦研修等の事業を実施する。

#### (ハ) 広報事業

台湾の大学等に対する日本関係図書の寄贈の他、日本文化啓発品の貸し出し、ホームページによる幅広い広報及び台湾における対日世論調査を実施する。

### (二) 日本語教育支援

台北事務所内にある日本語センターを活用し、台湾における日本語教育支援を行う。

#### (ホ) 日本研究等助成

台湾における日本研究機関に対する支援、日本語弁論大会等への支援、留学生同窓会の開催の他、日本語能力試験の実施等の事業を行う。

### (5) 海外子女教育事業

在留邦人子女の教育に関しては、台北、台中及び高雄の各日本人学校に対し、文書の転達等必要な業務を行う。

### (6) 留学生奨学事業

当協会奨学金留学生（長期及び短期）の募集、選考、受入れ及び奨学金等の支給に関し、必要な業務を行う。

### (7) 日台知的交流事業

#### (イ) フェローシップ招聘

昨年度まで、日台研究支援事業で実施していた台湾よりの人文・社会科学系研究者の招聘、文化関係の学者・研究者等を対象とした専門家長期招聘、帰国留学生短期招聘を一本化し、台湾における日本研究の底辺の拡大及び推進を図る。

#### (口) 日台研究支援事業

- ①東京及び台北における「日台交流センター」において、日台関係の図書及び資料の収集、出版及び翻訳等に関する助成、データベースの拡充等を行い、日台双方における人文・社会科学研究の一助とする。
- ②日本において台湾研究等を行っている人文・社会科学研究者の派遣に対する助成及び台湾との人文・社会科学をテーマとした共同研究に対する研究助成を行い、日台間の学術交流の促進を図る。

#### (8) 広報

当協会の事業対象が地方や中小企業等に拡大していく趨勢をも考慮し、また、公益法人として当協会事業につき一層の情報開示に努める観点からも、当協会ホームページや当協会機関誌「交流」などの広報媒体の活用について、不断の見直しを行っていく。

「交流」については、予算の制約の中で内容の充実を図るとの観点から月2回の発刊を月1回とし、1回あたりの増ページの有効活用を図る。